

中堅企業成長促進パッケージ

2024年3月13日

中堅企業等の成長促進に関する
ワーキンググループ

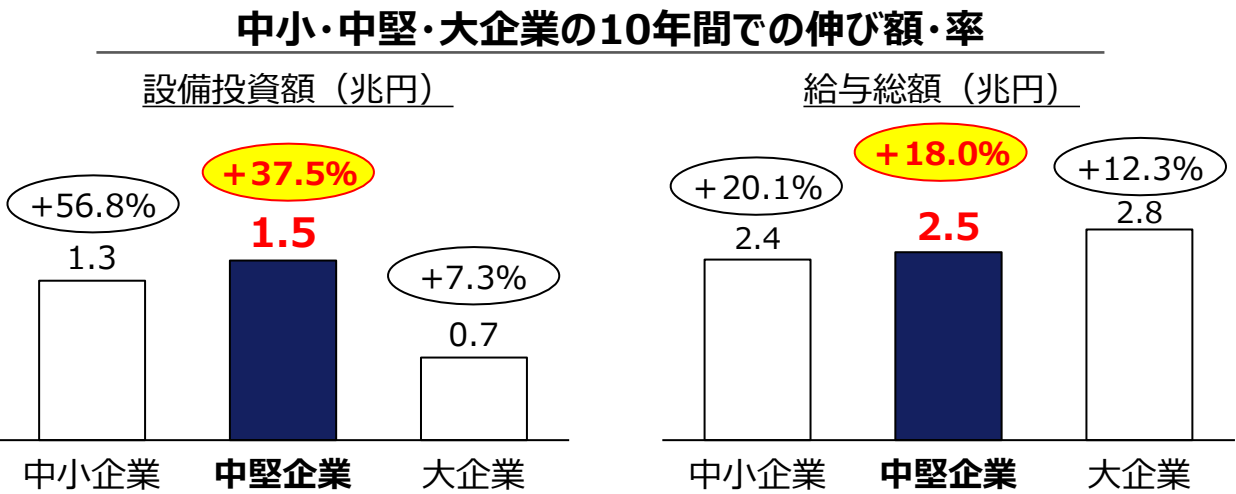
中堅企業元年 – 中堅企業成長促進パッケージ

- 中堅企業は国内で事業・投資を拡大し、地域での賃上げにも貢献している重要な存在。
- 他方、中堅企業から大企業へと成長する企業の割合は国際的に低い状況であり、国内外の大企業と競争していくための成長投資等を十分に行えていないといった課題も存在。
- **本年を中堅企業元年**とし、中堅企業の成長を促進するため、各府省庁における中堅企業が活用可能な施策を取りまとめた「中堅企業成長促進パッケージ」を策定。



『中堅企業成長促進パッケージ』
 各省庁における中堅企業に特に効果的な
18事業を厳選掲載
 その他関連施策として全190施策を登録

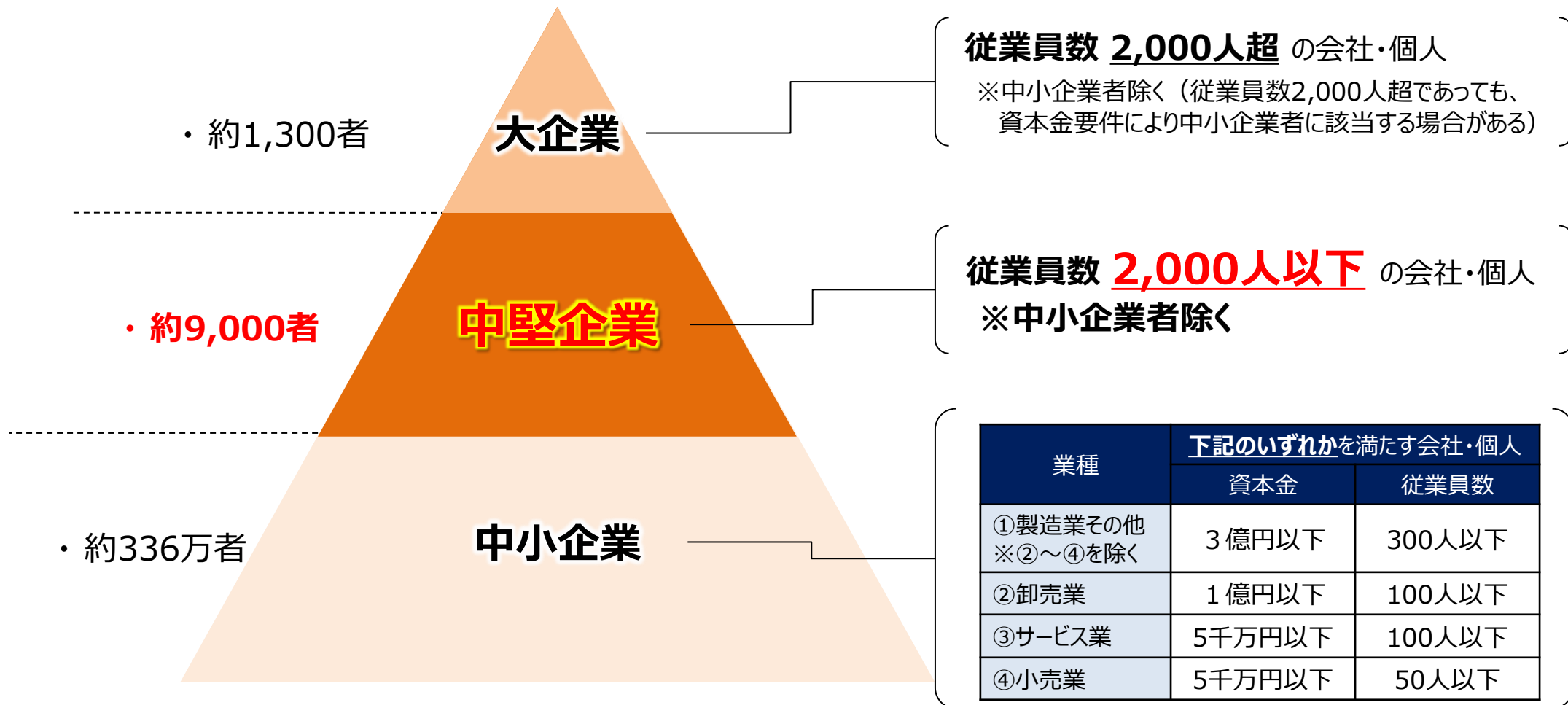
- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| 1. 国内投資拡大・イノベーションの促進 | 2. 良質な雇用の実現 |
| 3. 外需獲得の支援等
(グローバル展開・インバウンド取込) | 4. 経営基盤の強化・整備 |



成長意欲のある我が国企業が、**中小企業から中堅企業、そしてその先へとシームレスに成長を目指す環境整備につなげる**

(参考) 中堅企業者の定義

- 中堅企業は、中小企業を卒業した企業であり、規模拡大に伴い経営の高度化や商圏の拡大・事業の多角化といったビジネスの発展が見られる段階の企業群。既存法令での定義も踏まえ、常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社等（中小企業者を除く）を「中堅企業者」と定義。



(出所)

企業数：経済産業省・総務省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

※会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。企業の区分については中小企業基本法及び中小企業関連法令や産業競争力強化法等において中小企業として扱われる企業の定義を参考として算出。

※上記の定義を原則としながら、個別の法律・支援策で、追加基準を設けている場合がある
※従業員数：常時使用する従業員の数、資本金：資本金の額又は出資の総額

中堅企業成長促進パッケージ

● 第6回ワーキンググループにて検討を行った取組方針の重点4本柱をもとに、**12府省庁・全190の施策**をまとめた。このうち、特に中堅企業の成長促進に効果的な**18の施策を厳選しパッケージを作成**。

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

1. 企業立地・投資への支援

- 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金【経産省】

2. 設備投資・生産性向上

- 大規模投資促進のための地域未来投資促進税制の拡充【経産省】

3. 地域課題の解決

- ローカル10,000プロジェクト【総務省】

4. GX・DX等への投資

- 物流業務の自動化・省人化、輸送効率化、デジタル化【国交省】

3. 外需獲得（グローバル展開・インバウンド取込）の支援等

1. 海外への販路開拓支援

- 効率的な輸出物流の構築・輸出向けHACCP等対応施設の整備【農水省】
- 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）【農水省】
- 中堅・中小建設企業の海外進出支援業務【国交省】

2. 海外展開への支援

- 開発途上国の課題解決型ビジネスづくり支援【外務省】
- HACCP等への対応支援【農水省】

3. インバウンド戦略の展開

- 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業【国交省】

2. 良質な雇用の実現

1. 中堅・中小企業の賃上げ

- キャリアアップ助成金【厚労省】
- 賃上げ促進税制における中堅企業枠の創設【経産省・中企庁】

2. リ・スキリングによる能力向上支援

- 人材開発支援助成金【厚労省】

3. 地域における人材の育成獲得・インターンシップの促進

- プロフェッショナル人材事業、先導的人材マッチング事業【内閣官房・内閣府】
- 地域企業経営人材マッチング促進事業【金融庁】

4. 海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン等の推進

- マッチングイベント等の実施による特定技能制度の活用促進【入管庁】

4. 経営基盤の強化・整備

1. 経営力の向上

- 新事業展開等への集中支援【経産省】

2. 経営改善・事業再生

- 中堅・中小グループ化税制【経産省・中企庁】

その他施策はこちら
[施策PR集：首相官邸HP](#)



1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

● 令和5年11月2日に閣議決定された経済対策において、「地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合について、支援措置を新たに実施する。」こととされたことを受け、中堅・中小企業の大規模成長投資を促進する補助制度を創設。

大規模成長投資補助金



予算額

国庫債務負担行為含む総額 **3,000億円**
(令和5年度補正予算額1,000億円)

事業スキーム

中堅企業等が行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資を支援
補助上限 **50億円** (補助率 **1/3**)

※投資下限額10億円。複数企業が共同で総額10億円以上の事業を実施する場合も対象 (ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。)
※対象経費は、建物 (拠点新設・増築)、機械装置、器具備品、ソフトウェア等

1次公募

令和6年3月6日 (水) ~ 4月30日 (火)

成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

事業の詳細はこちら (事務局HP)
[中堅・中小成長投資補助金](#)



大規模成長投資促進のための地域未来投資促進税制の拡充

- **地域未来投資促進税制**は、地域の特性を活かして**高い付加価値を創出し**、**地域に相当の経済的効果をもたらすものとして**、主務大臣の確認を経た事業計画に基づき行う**設備投資を促進する税制**。
- 賃金・技術備蓄等の面で地域に大きな波及効果をもたらす**成長志向の中堅企業**が、躊躇することなく、さらに**規模拡大していくために必要な大規模国内投資を後押しするための中堅企業枠を創設（税額控除率6%）**。

改正内容

※赤字が改正箇所

【税制期限：令和6年度末まで】

賃金水準・成長意欲が高い中堅企業*3

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常	特別償却40% 又は税額控除4%
	【現行の上乗せ要件】 下記①を満たした上で、②または③を満たす ① 労働生産性の伸び率 5%*2 以上かつ投資収益率5%以上 ② 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上	特別償却50% 又は税額控除5%
	【中堅企業枠】 上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業（特定中堅企業者）*3 ロ：設備投資額が10億円以上であること ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること	特別償却50% 又は 税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

1. 常時使用する従業員数が2,000人以下

※中小企業者及びびみなし大企業を除く

2. 良質な雇用の創出

地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認

3. 将来の成長性

将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認

4. 経営力

成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

*2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率4%以上

*3 1～3については、産業競争力強化法において規定

事業の詳細はこちら（経済産業省HP）
[地域未来投資促進法](#)



ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

- 地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策（デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進）と連動した事業については、重点支援。
- 令和6年度からは、自治体独自の取組にも支援を拡充。

ローカル10,000プロジェクト

予算額

R6 予算案額

・地域経済循環創造事業交付金 約6.0億円の内数

事業スキーム

地域金融機関からの融資等により新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者等の初期投資費用を支援。

<支援対象>

- ・地域資源を活かした持続可能な事業
- ・地域課題への対応の代替となる事業
- ・新規性・モデル性がある事業

<地域金融機関による融資>

- ・公費（国費＋地方費の合計額）による交付額以上に地域金融機関からの融資が必要。

<交付上限額>

- ・原則2,500万円。ただし融資等の額によって最大5,000万円。

<対象経費>

- ・施設整備費、機械装置費、備品費等

事業の詳細はこちら（総務省HP）
[ローカルスタートアップ支援制度について](#)



物流業務の自動化・省人化、輸送効率化、デジタル化

- 「2024年問題」による物流の停滞を回避するため、サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす物流施設においてDXを推進し、**トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減、施設の省人化**を進めることは、喫緊の課題。
- このため、物流施設における自動化・機械化・デジタル化の優れた取組について、**システムの構築や自動化機器の導入等への支援・効果検証**を行うことにより、物流施設におけるDXの強力な推進を図る。

- トラック予約受付システムと、AIカメラシステムや伝票電子化システムとを連携させ、トラックの円滑なバース入庫を実現し、荷待ちを解消する。
- また、バースにおける、庫内作業による荷待ちが発生しないよう、無人搬送車による迅速なパレット準備等を行う。



専門家が、効果的なシステム構築・連携、DX機器選定等を支援

予算額 R5年度補正予算額：15億円

物流施設を保有・使用する物流関係事業者が、トラックドライバーの荷待ち・荷役の削減、施設の省人化を図るため、物流施設における、**システム構築・連携**・**自動化・機械化機器の導入**を同時に行う場合、その**経費の一部を支援**するとともに、専門家による**伴走支援、効果検証等**を行う。

【支援対象システムの例】
ナンバープレート解析AIカメラ・システム、伝票電子化システム、在庫管理システム

【支援対象機器の例】



無人搬送機器 無人フォークリフト 無人荷役機器 自動倉庫

事業の詳細はこちら（国土交通省HP）
[物流施設におけるDX推進実証事業費補助金](#)



2. 良質な雇用の実現

キャリアアップ助成金

● 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成。

正社員化
支援

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化(※)

※多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)を含む
➢ 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

処遇改善
支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ又は労働時間の延長を実施

※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等
※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等

支給額(1人当たり)

①有期→正規: 80万円(60万円) (※)

②無期→正規: 40万円(30万円) (※)

※ 6か月ごとに2回支給した場合の合計額

➢ 有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上5年以内」に緩和し、5年超の者は無期雇用労働者とみなす。

①有期→正規: 90万円(67.5万円)

②有期→無期: 45万円(33万円)

③無期→正規: 45万円(33万円)

①3%以上5%未満: 5万円(3.3万円)

②5%以上: 6.5万円(4.3万円)

1事業所当たり 60万円(45万円)

1事業所当たり 40万円(30万円)

(1)手当等支給メニュー 50万円(37.5万円) (※1)

(2)労働時間延長メニュー 30万円(22.5万円)

※1 1~3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額
※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円
※3 令和8年3月末までの取組に対して助成

加算措置／加算額(1人当たり)

正社員化コース

■派遣労働者を派遣先で
正規雇用労働者として直接雇用

28.5万円

■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 20万円(15万円)

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員

制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 40万円(30万円)

■母子家庭の母等又は父子家庭の父

① 9.5万円

② 4.75万円

■人材開発支援助成金の

特定の訓練修了後に正社員転換

① 9.5万円

② 4.75万円

※自発的職業能力開発訓練または
定額制訓練の修了後に正社員転換

① 11万円

② 5.5万円

賃金規定等改定コース

■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円(15万円)

賞与・退職金制度導入コース

■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円(12.6万円)

※()は、中堅企業含む大企業の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。

※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。

※左記コースのほか、令和6年3月末までは、短時間労働者労働時間延長
コースによる助成23.7万円(17.8万円)を実施

事業の詳細はこちら(厚生労働省HP)
[キャリアアップ助成金](#)



※国(都道府県労働局)で支給事務を実施

賃上げ促進税制における中堅企業枠の創設

- 賃上げ促進税制（現行は大企業向け、中小企業向けに二分）について、地域において賃上げと経済の好循環の担い手として期待される中堅企業の賃上げ環境の整備に向けて、**中堅企業枠を創設**する。

【措置期間：3年間】

大企業	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%
	+ 4%	15%					
	+ 5%	20%					
+ 7%	25%						
中堅企業 ※1	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%
	+ 4%	25%					
中小企業	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5%	15%	+ 5%	10% 上乘せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%
	+ 2.5%	30%					

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※2。

- ※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。

- ※2 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

事業の詳細はこちら
[賃上げ促進税制](#)



人材開発支援助成金

- 事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

コース名	対象訓練・助成内容		助成率・助成額 注（ ）内は中堅企業を含む中小企業事業主以外		
			OFF-JT		OJT
			経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）		正規雇用:45(30)% 非正規雇用:60% 正社員化した場合:70%	760(380)円/時・人	-
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練	企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練）	45(30)%		最低6か月 20(11)万円/人
		非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期実習型訓練）	60% 正社員化した場合:70%		最低2か月 10(9)万円/人
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合		30万円 ※制度導入助成	-	-
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	960(480)円/時・人	-
		成長分野	75%	960円/時・人 ※国内大学院	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)		60(45)%	760(380)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
	定額制訓練		60(45)%	-	-
	自発的職業能力開発訓練		45%	-	-
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	960(760)円/時・人 ※有給時	-
短時間勤務等		20万円 ※制度導入助成	-	-	
事業展開等リスティング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練		75(60)%	960(480)円/時・人	-

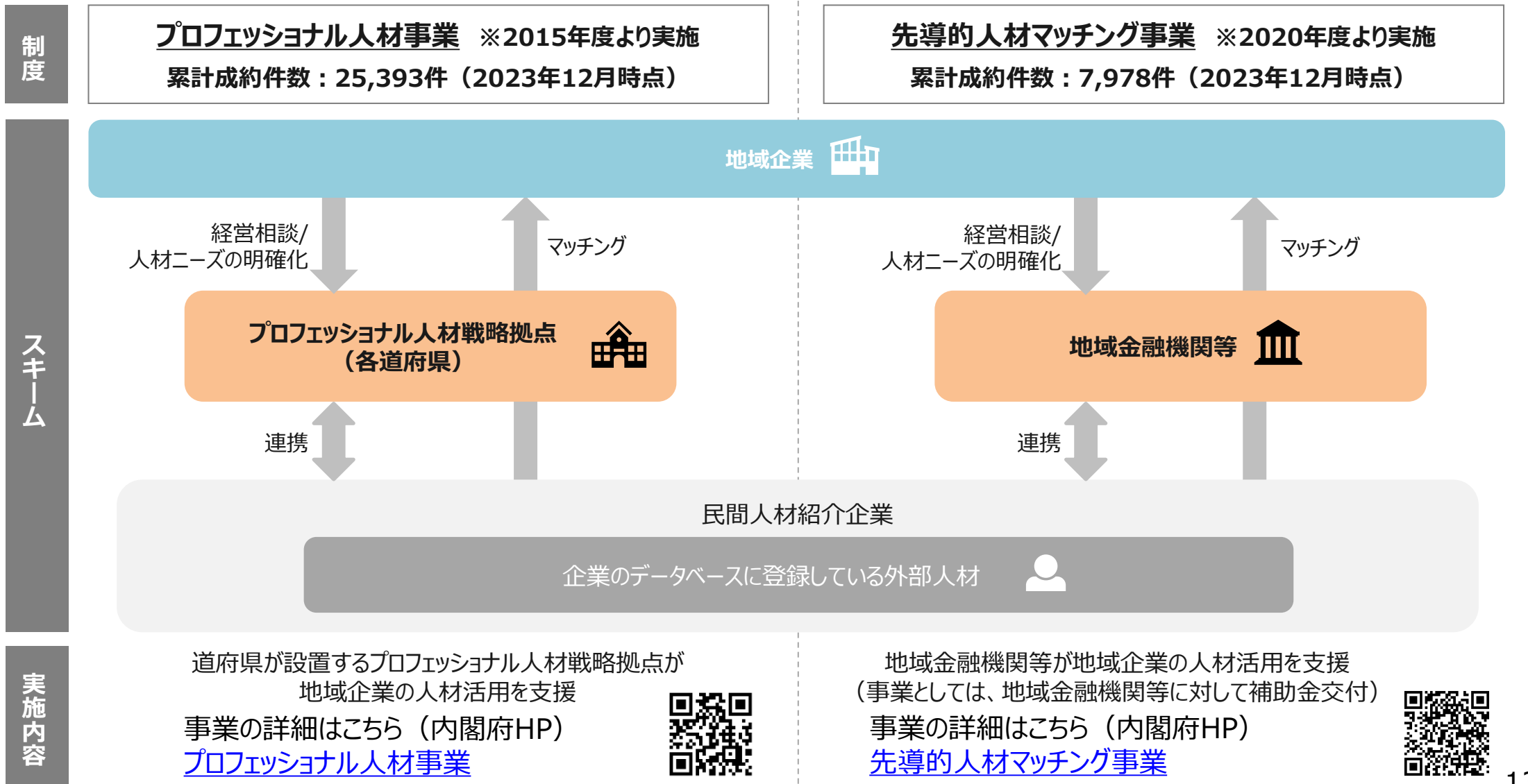
雇用保険適用事業主の申請に基づき、その雇用する労働者が受講した訓練等に
応じて上記金額が支給されます。（令和6年4月時点の内容です。）

事業の詳細はこちら（厚生労働省HP）
[人材開発支援助成金](#)



地域企業におけるデジタル人材等の確保支援

- 副業・兼業人材を含め、経営課題の解決に資するハイレベル人材と企業のマッチングを支援するため、道府県が支援の主体となる「プロフェッショナル人材事業」、地域金融機関等が支援の主体となる「先導的人材マッチング事業」を実施。



地域企業経営人材マッチング促進事業

- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」等を受け、転籍や兼業・副業、在籍出向等を通じて、**大企業**（※）から**地域の中堅・中小企業等へ人の流れを創出**するため、**人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリア）」を整備し、地域金融機関による人材マッチングの取組を後押し。**
- **レビキャリアを活用して人材を採用した地域企業の申請により給付金を支給。**

※ 資本金10億円以上又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人

予算額

7.2億円（令和5年度補正予算額）

給付金

採用形態・年収に応じて一時金で給付

【給付金の計算方法】

雇用期間等又は2年間のいずれか短い期間に雇用者等に支払われる給与等の合計額の**3/10**

【採用形態別の上限額】

転籍：**500万円** 兼業・副業、出向：**200万円**

成果目標

人材リストの登録数を充実させ

（令和6年2月29日時点で累計**2,628人**）

本事業を活用したマッチング成約数

（令和6年2月29日時点で累計**65件**）

の拡大を図る。

事業の詳細はこちら（REVICareer）
[地域金融機関による人材紹介](#)



事業スキーム



- 特定技能制度の活用を更に促進するため、「特定技能」の在留資格で就労を希望する国内外の外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、マッチングイベント等を開催。

【特定技能制度とは】

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための制度。

■ 特定産業分野（12分野）

介護 / ビルクリーニング / 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 / 建設 / 造船・舶用工業 / 自動車整備 / 航空 / 宿泊 / 農業 / 漁業 / 飲食料品製造業 / 外食業



出入国在留管理庁主催
Specified Skilled Worker System
特定技能で働きたい
外国人の方と企業をつなぐ
**特定技能-SSW-
マッチングイベント**
参加費無料 紹介手数料無料

対象となる企業の業種
介護 / ビルクリーニング / 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 / 建設
造船・舶用工業 / 自動車整備 / 航空 / 宿泊 / 農業 / 漁業 / 飲食料品製造業 / 外食業
※業種は経済省のみの実施となります。

特定技能に特化した3種類のマッチングイベント
特定技能で働きたい外国人求職者と効率的に出会える機会です。

在留外国人向け	海外外国人向け	
対面型 合同企業説明会 東京 2023年12月13日(水) 大阪 2024年1月19日(金) 福岡 2024年1月30日(火) 企業のみさまにブースを構えていただき、来場した外国人の方々に向けた企業説明会を実施いたします。 ※正式な面談はイベント後に行ってください。	オンライン マッチングイベント 開催期間 2023年11月20日～2024年3月20日 企業のみさまと就労を希望する日本在住の外国人の方々に直接面談を行うことができます。 ※正式な面談はイベント後に行ってください。	海外 ジョブフェア 開催日 2023年12月2日(土) 2024年2月24日(土)・25日(日) 2024年3月16日(土) 海外在住の外国人の方々に、オンラインによる特定技能制度説明会及び企業説明会を実施いたします。 ※正式な面談はイベント後に行ってください。

● 政府主催のイベントのため、すべて参加費・紹介手数料無料です。
● 個人事業主の方でも参加可能です。

出展・参加の流れ
1. HPから出展 or 参加申し込み QRコードを読み取り、WEBページで企業名、ご自身の業種を登録して参加したいイベントを選択します。
2. 申し込み完了メールを受け取った後、お持ちの登録情報に基づき、お申し込みの企業とマッチングの候補について案内いたします。
3. 当日
● オンラインジョブフェア
● 企業説明会
● 参加された外国人の方にお話を

【運営・問い合わせ窓口】 特定技能マッチングイベント運営事務局(株式会社インジュースター) 大阪・関西支店
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 電話: 03-6338-9011

ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

特定技能制度活用促進のための 海外ジョブフェア・国内マッチングイベント

予算額

令和6年度予算案額 1億280万円（令和5年度予算額：8,800万円）

事業内容

特定技能の在留資格で就労を希望する国内外に居住する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、マッチングイベント・ジョブフェアを実施

■ 対象となる企業の業種

上記の特定産業分野

特定技能制度・事業の詳細はこちら（出入国在留管理庁HP）

[特定技能制度](#)

[マッチングイベント等の実施による特定技能制度の活用の促進について](#)

制度について ↓

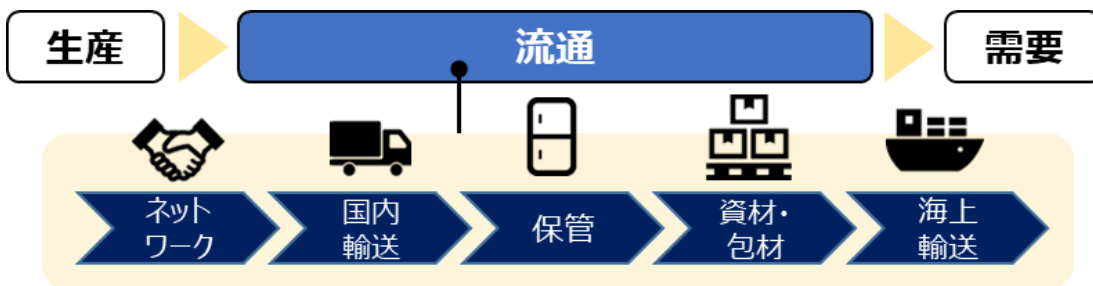


事業について ↓



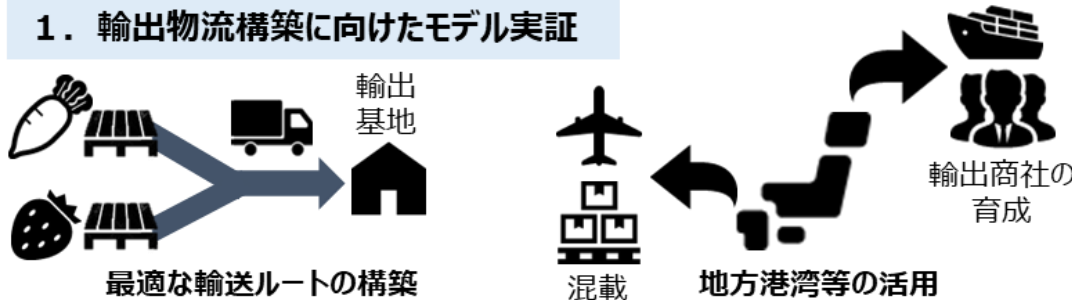
3. 外需獲得の支援等

- 日本の農林水産物・食品を将来にわたって安定的に輸出し、国内の生産基盤の維持を図るため、基幹ルート
の機能強化や地方港湾等の活用促進など効率的な輸出物流の構築を支援。



生産と需要をつなぐ輸出物流における課題解決を支援

1. 輸出物流構築に向けたモデル実証



2. 輸出物流構築に必要な施設確保、設備・機器導入



【保管】物流施設の確保 【鮮度】冷蔵庫の導入 【省人化】パレタイザーの導入

成果目標

農林水産物・食品の輸出額の拡大
(2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])

予算額 令和5年度補正予算額：**4.5億円**

事業スキーム

1. 輸出物流構築に向けたモデル実証

①基幹的な輸出物流ルートの強化

基幹的な輸出物流ルートにおける国内各地の輸出産地からの最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築等を支援

②地方港湾等活用のための輸出商社・物流業者の育成

輸出物流構築のための輸出商社や物流事業者等の育成に向けた調査・実証等を支援

2. 輸出物流に必要な施設確保、設備・機器導入

物流施設の確保や、デジタル化や自動化・省人化のために必要な設備・機器の導入を支援

■支援対象

- 1の事業：食品流通業者等で組織される団体
- 2の事業：食品流通業者、運送業者、貨物利用事業者等

- 補助率 1の事業は**定額（上限4,000万円）**、
2の事業は**1/2以内、3/10以内**

事業の詳細はこちら（農林水産省HP）
[輸出物流構築緊急対策事業](#)



農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）

- 輸出拡大に向けて、「1億人ではなく、100億人を見据えた農林水産・食品産業へ」をキーワードに、2018年8月にGFPが発足。農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等の連携を図る「GFPコミュニティサイト」に登録した者（令和6年2月時点 8千人超）を対象に輸出をサポート。
※GFP（Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project）：農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品輸出プロジェクト



予算額

令和6年度予算案額：1.5億円（内数）

令和5年度補正予算額：3.0億円

事業スキーム

GFP登録者は、無料で次の支援を受けられる。

- 生産者や食品製造事業者の登録者を対象に農林水産省、経済産業省、国税庁、自治体、JETRO等が訪問して行う輸出診断
- GFPコミュニティサイトを活用した、生産者等が「売りたい」商品、輸出商社が「買いたい」商品の掲示板への投稿
- メールマガジンによる規制情報や補助事業の公募等の輸出に関連する情報の提供
- 登録メンバー同士の交流会やセミナー・商談会への参加等
- 登録や詳細については、[GFPコミュニティサイト](#)を参照

成果目標

農林水産物・食品の輸出額の拡大

（2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで]）

事業の詳細はこちら（農林水産省HP）
[GFP 農林水産物・食品輸出プロジェクト](#)



中堅・中小建設企業の海外進出支援業務

- 地方経済・雇用を支える中堅・中小建設企業の海外進出を支えるため、基本的な情報提供から進出戦略検討や人材・人脈等を補足する具体的な機会の提供までトータルで支援。

中堅・中小建設企業海外展開促進協議会（JASMOC）

海外進出に係る情報・課題の共有、国土交通省をはじめとする関係機関の支援施策活用を図る情報共有プラットフォームを設置・運営

【主な活動】

JASMOC総会の開催

- ・活動実績の振り返り
- ・年間アンケート結果の共有
- ・情報交換会

個別課題に関する分科会

- ・事業拡大に向けた検討・情報共有を実施
- ・ODA分科会：2ヶ月毎に勉強会を実施

建設技術集の作成・配布

- ・会員企業の優れた建設技術を国内外へ紹介

JASMOC だより配信(メール)

- ・国交省や関係機関の支援メニューや海外展開に関連するトピックスをいち早く紹介



JASMOC総会



建設技術集

2024年3月8日時点：会員企業数265社／支援機関124団体
 ※会員企業：海外展開に関心のある中堅・中小建設企業
 （資本金約10億円以下または従業員数300人以下）

R6年度 中堅・中小建設企業向け 海外展開支援施策（予定）

海外事業計画策定支援

個社の海外進出戦略立案から事業計画に落とし込むまでのプロセスを、中小企業診断士等との個別面談を通して支援。

海外現地大学と連携した技術紹介セミナー

建設企業側から自社技術を紹介および海外の大学研究者から研究テーマ等を紹介。現地における共同研究や新たなビジネスパートナーをつくる機会を提供。

海外訪問団派遣

現地の政府関係機関・日系建設企業への訪問、現場視察、技術PRセミナー、ビジネスマッチングを実施。現地大学と連携した合同就職説明会を開催。

各種セミナー開催

- ・地方都市における海外展開セミナー
- ・市場紹介・事業計画策定セミナー 等

成果目標

協議会の運営や支援施策の実施により、海外における事業継続の観点から、海外で受注した中堅・中小建設企業数の増加を図る。

事業の詳細はこちら（国土交通省HP）
[中堅・中小建設企業の海外展開支援について](#)





開発途上国の課題解決型ビジネスづくり支援（中小企業・SDGsビジネス支援事業）

- 開発途上国の課題解決をビジネスチャンスととらえ、課題解決に貢献する日本企業等のビジネスづくりを支援するため、JICAは「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を実施。
- JICAが有する知見・ネットワークも活用しながら、現地ニーズ把握、ビジネスモデル検討、現地パートナーの確保、収益性の検証、ビジネス化に向けた実証等に必要な費用・知見を支援することで、市場が拡大する開発途上国へのビジネス展開を後押しする。（事業計画の策定までを支援）

Case1
マレーシアでオゾン層保護と
気候変動対策に貢献



日本企業が現地の技術者へ技術研修をおこなう様子

Case2
IT技術の活用でケニアの
教育の質向上に貢献



日本企業提供の教材で「もっと勉強したい!」と授業に
来た少女

現地で基礎的な
情報を収集したい

現地ニーズに提案製品/
サービスが合うか確認したい

ビジネスとして成立・
持続するか確認したい

製品/サービス提供体制や
運営方法を確立したい

具体的
ビジネス展開

ビジネス化支援型
ニーズ確認調査

- 基礎情報を収集し、開発途上国のニーズと自社製品/サービスとの適合性の検証を実施
- 初期的な事業計画を策定
- 期間：8か月程度

- 上限1,000万円
- コンサルティングサービス（4人月程度）

調査委託型
普及・実証・ビジネス化事業

- 技術・製品やビジネスモデルの検証・普及活動を通じ、事業計画を策定
- 期間：1-3年程度

中小企業支援型

- 上限1.0億円、1.5億円、2.0億円
- コンサルタント関連経費込み

SDGsビジネス支援型

- 上限5,000万円
- コンサルタント関連経費込み

ビジネス化支援型
ビジネス化実証事業

- 製品/サービスに対する顧客の受容性を確認した上で、現地パートナーを確保してビジネスモデルを策定し、収益性の検証と製品/サービス提供体制・オペレーションの構築を実施
- より精緻化された事業計画を策定
- 期間：1年4か月程度

- 上限2,000万円
- コンサルティングサービス（8人月程度）

2024年度の公示は
9月頃を予定しています
(年1回)

自社による
ビジネス・
事業化

JICAとの
連携など

上記内容は、2023年度公示情報です。制度の詳細、申込み方法等の最新情報は下記リンク先をご覧ください。

事業の詳細はこちら（JICAホームページ）
[中小企業・SDGsビジネス支援事業について](#)



HACCP等への対応支援

- 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、食品製造事業者等が、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備等をする際に要する経費を支援。
- 輸出拡大を目指す食品製造事業者等に対して、一般衛生管理やHACCPに基づく衛生管理に関する研修や施設認定に向けた現地指導等の実施を支援。
※輸出事業計画の認定等の要件が必要。

(1) 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備支援

予算額

令和5年度補正予算額：**55億円**

令和6年度予算案額：**1.5億円**



製造ラインの添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

事業スキーム

- ①施設等整備事業 輸出先国等が定める、HACCP等に適合する施設の認定、FSSC22000等の認証取得に必要な施設・設備の整備（新設及び増築は掛かり増し経費に限る）
- ②効果促進事業 認定・認証取得に向けたコンサルティング費等
補助上限 **5億円**（補助率**1/2以内**）

(2) 輸出先国規制対応支援事業

予算額

令和6年度予算案額：**2.6億円（内数）**

令和5年度補正予算額：**0.6億円**（HACCP認定加速化緊急支援事業）

事業スキーム

- ①HACCP認定の取得に向けた研修等の開催経費の支援
- ②専門家による現地指導に係る経費の支援等
（補助率：**定額、1/2以内**）

成果目標 (1) (2) 共通

農林水産物・食品の輸出額の拡大

（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

事業の詳細はこちら（農林水産省HP）
[HACCP等への対応支援](#)



● 我が国が誇る観光資源（自然、文化、食、スポーツ等）を、早朝夜間や未公開・非混雑エリア等の十全な活用と組み合わせ、これまでにないインバウンド需要を創出、期間限定の特別な体験として提供するため、民間事業者等の観光コンテンツ造成を支援。

特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業

イメージ図

インバウンド 3,000名以上の観光コンテンツ造成を支援

観光コンテンツの高付加価値化を支援



通常夜間非公開の新宿御苑にて夜桜をライトアップ



通常夜間非公開の厳島神社の夜間拝観

予算額

令和5年度補正予算 地方誘客促進によるインバウンド拡大事業 約184億円の内数

事業スキーム

民間事業者、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等の観光コンテンツ造成を支援

(1) 国・地方公共団体等所管事業：

上限8,000万までを支援 ※最低事業費3,000万

(2) 民間企業等支援事業

①インバウンド規模3,000名以上の体験コンテンツ・イベント等支援事業

1,500万定額に加え、1,500万から6,000万まで補助率1/2を支援

※最低事業費2,500万円（最低自己負担額500万）

②高付加価値化等支援事業

1,000万定額に加え、1,000万から3,000万まで補助率1/2を支援

※最低事業費1,500万円（最低自己負担額250万）

成果目標

我が国の地方の魅力を世界中に発信・訪日誘客し、その果実を地方へ波及させ、インバウンド消費額の拡大を図る

事業の詳細はこちら（事務局HP）
[特別体験事業 特設サイト](#)

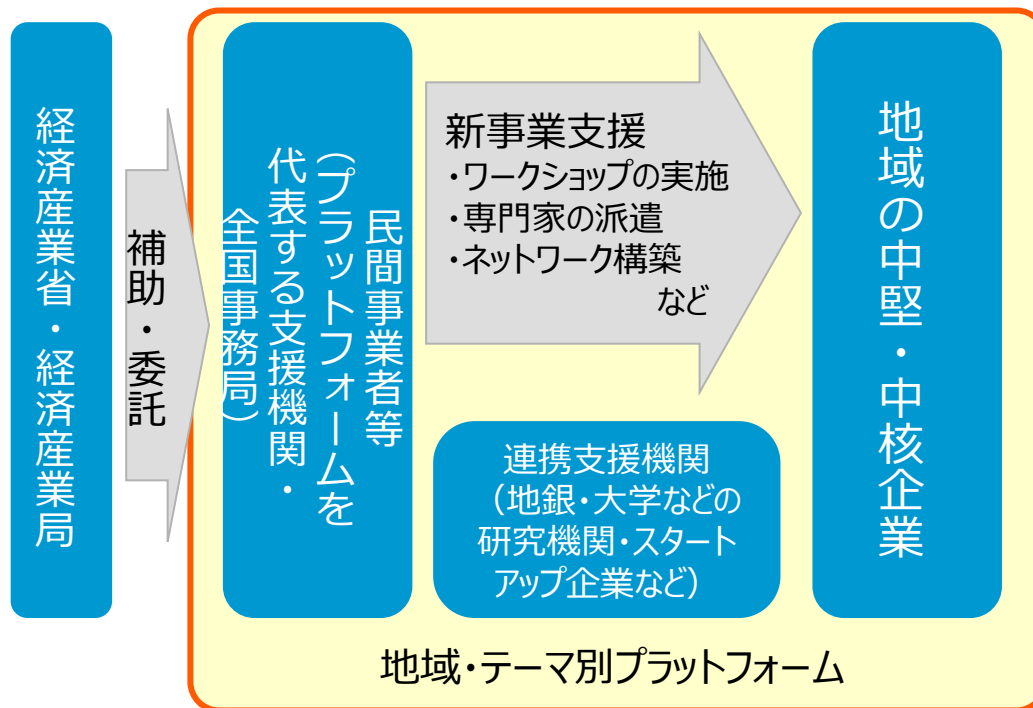


4. 経営基盤の強化・整備

新事業展開等への集中支援

- 地域の中堅・中核企業が取り組む新事業展開への重点支援を実施。地域・テーマ別のプラットフォームを構築し、各プラットフォームを通じて、新事業展開に資するセミナー・ワークショップの実施や、さまざまな連携先とのネットワーク構築、高度な知見を有する専門家の派遣等を実施。

プラットフォーム構築による 新事業展開等支援事業



予算案額 **5.4億円**

事業スキーム

地域の中堅・中核企業が取り組む新事業展開に対して、**民間事業者等**が行う以下の取組について支援。

〔新事業展開支援の取組（プラットフォーム）〕

- ①新事業展開への意識醸成に資する取組
- ②地域の連携支援機関による広域的な支援ネットワーク（プラットフォーム）の構築
- ③新事業展開（立ち上げ段階）へのハンズオン支援（ワークショップの実施、高度な知見を有する専門家の派遣等）

〔働き方改革支援等の取組（全国事務局）〕

働き方改革・人的資本経営に関する全国セミナー等

成果目標

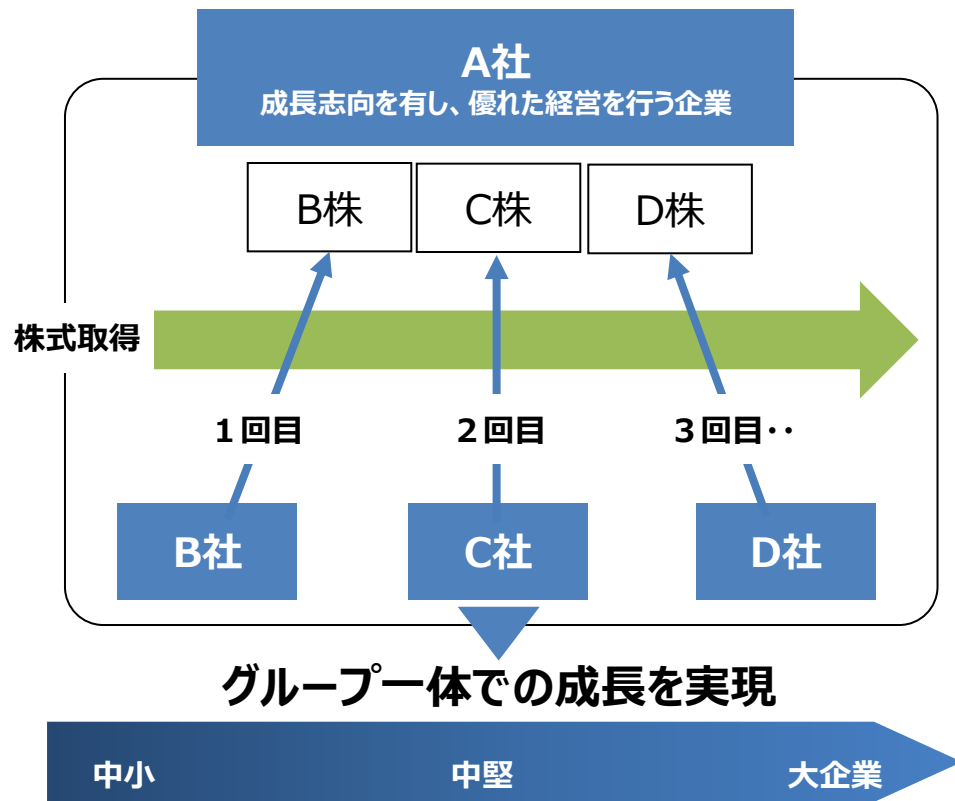
本事業の支援を受けた企業が、新事業計画の策定を経て、将来的に、既存事業に比肩する新事業を創出することにより、地域における良質な雇用の創出を実現すること。

事業の詳細ページ等は準備中

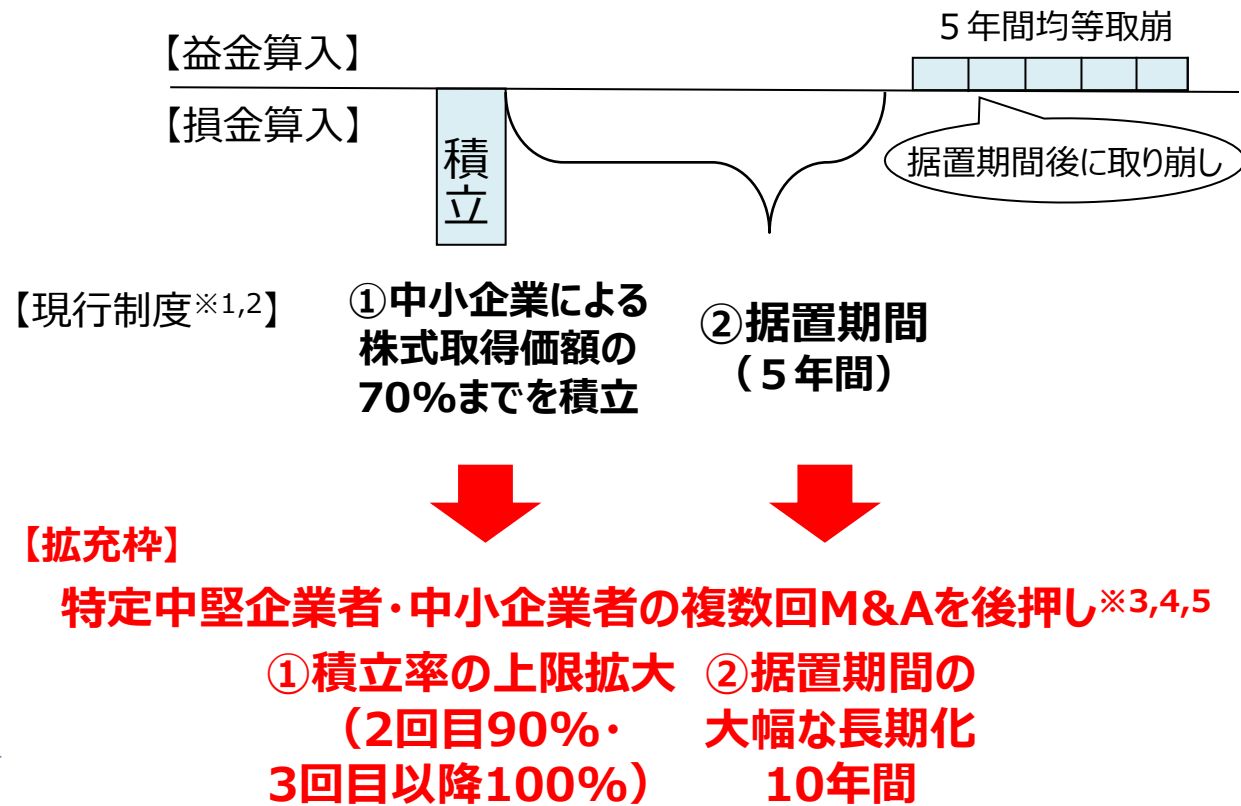
中堅・中小グループ化税制 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長)

- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、準備金制度を中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化する新たな枠を創設。

<グループ化に向けた複数回のM&A>



中小企業事業再編投資損失準備金 (黒：現行制度、赤：新設枠)



※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
 ※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
 ※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。(拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要)
 ※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。
 ※ 5 特定中堅企業者については6ページ参照。